

復興産業集積区域(仮称)における新規立地促進税制(新規立地新設企業を5年間無税とする措置)

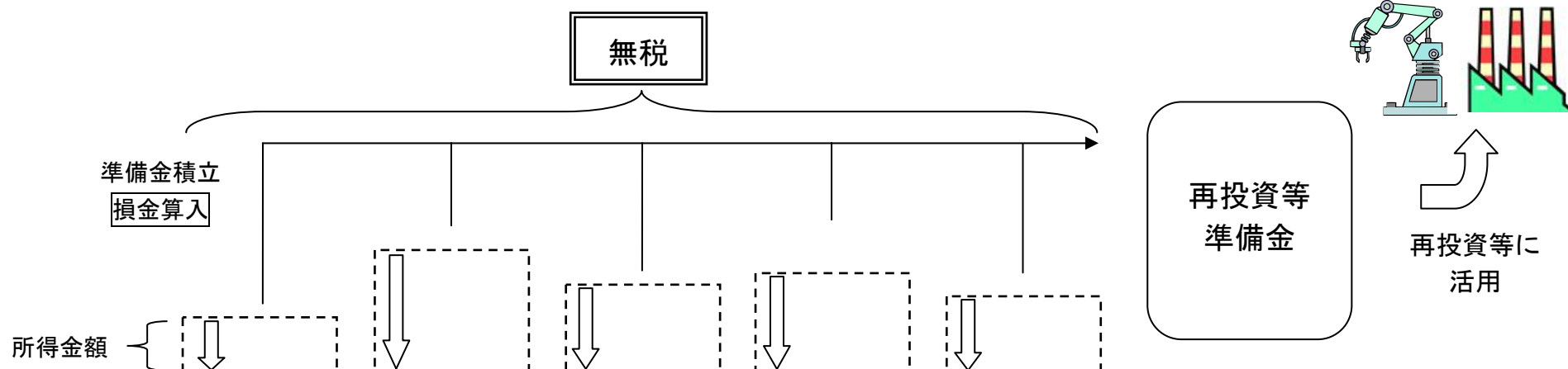
被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域(仮称)内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域(仮称)内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 復興産業集積区域(仮称)内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人(注)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- (2) 復興産業集積区域(仮称)内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる(準備金の範囲で即時償却)制度を創設する。

(注) 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・ 復興産業集積区域(仮称)を規定する復興推進計画(仮称)の認定の日以後に設立されたこと
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・ 認定復興推進計画(仮称)に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 復興産業集積区域(仮称)内に本店を有すること
- ・ 積立てを行う事業年度において復興産業集積区域(仮称)外に事業所等を保有しないこと
- ・ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上(中小法人等は3,000万円以上)であること

(注) 本措置、事業用設備の特別償却等、法人税の特別控除はいずれかの選択適用



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入する。